

住居表示実施後の手続きについて

新たに住居表示が実施された区域にお住まいの方は、実施日以降から新しい住所に変わります。

住居表示が実施されることで、役場等が自動的に変更するもののほか、各個人で行わなければならない手続きがあります。なかには手続きの期限が決まっているものもありますので、お忘れのないよう手続きを済ませてください。



どんな手続きがあるのかな？

2ページ目では、役場や法務局で自動的に変更するもの、住所変更の届出を必要としないものを掲載しています。

3ページ目以降では、みなさまに行っていただく主な手続きを掲載しています。

まずは、自分で手続きが必要なものを確認しよう！



1 証明書の発行

新しい住所での手続きは、住居表示実施日以降に行ってください。各種手続きには、「住居表示変更証明書」や「本籍変更証明書」が必要な場合があります。

住居表示実施日以降、篠栗町役場 1 階総合受付で上記証明書を無料で発行しています。みなさまに大変なご負担をおかけしますが窓口での申請をお願いします。

1 枚の申請書で、同一世帯のすべての世帯員の証明書を取得できますが、代理人が申請する場合、委任状が必要となる場合があります。

※ 委任状が必要となる場合（法人の証明書は不要）

「住居表示変更証明書」	同世帯以外の方が申請する場合
「本籍変更証明書」	配偶者、直系尊属(父母など)または卑属(子など)以外の方が申請する場合

2 証明書の夜間・休日交付について



以下の日時に、「住居表示変更証明書」・「本籍変更証明書」の夜間・休日交付を行います。

夜間交付日時:令和5年11月16日(木) 17時から20時まで

休日交付日時:令和5年11月26日(日) 8時30分から17時まで

場所:役場 1階総合受付

3 役場や法務局で自動的に変更するもの



公簿名等	変更内容	説明
・住民基本台帳(住民票) ・印鑑登録原票 ・選挙人名簿 ・学齢簿 など	住所欄	役場内にある公簿類は、役場で新しい住所に書き換えます。
・戸籍 ・戸籍の附票 ・住民基本台帳(住民票)	本籍欄	役場が書き換えます。
・土地登記簿 ・建物登記簿	表題部の 所在欄	不動産の所在は、法務局で新しい町名に書き換えます。 ※ <u>ただし、権利部の所有者等の住所は、変更登記申請をしないと変わりません。</u>
・国民健康保険被保険者証 ・後期高齢者医療被保険者証 ・介護保険被保険者証 ・子ども医療証・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳 ・身体障害者手帳 など	住所欄	被保険者証や医療証、各手帳等はそのままの記載住所でも継続使用できますが、新住所での発行を希望される方は、各担当窓口で手続きを行ってください。(本人確認書類等として使用している方など)

4 みなさまに行っていただく主な手続き

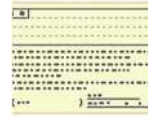
チェック

(1)日本郵便株式会社への手続き



チェック

(2)運転免許証または運転経歴証お持ちの方



チェック

(3)年金関係



チェック

(4)銀行口座や民間保険、携帯電話など



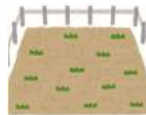
チェック

(5)自動車やバイクを所有している方



チェック

(6)不動産(土地・建物)関係



チェック

(7)会社、各種法人の変更登記



チェック

(8)マイナンバーカード(個人番号カード)など



チェック

(9)その他



※ 記載しているものはあくまでも一例です。

詳細は、念のため、事前に各手続き先にご確認ください。

(1)日本郵便株式会社への手続き



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
郵便配達について	<p><u>手続きをする必要はありません。</u></p> <p>役場から日本郵便株式会社へ新住所の通知を行いますので、実施日以降は新しい住所を使用してください。</p> <p>なお、旧住所が記載されていても実施後しばらくの間は郵便物が届きます。ただし、旧住所で郵便が届いた場合は、先方へ住所が変わったことをお知らせください。</p> <p><u>「住所変更通知用はがき」(郵送料無料)を配布いたしますので、ご親戚やご友人の方にはできるだけ早くお知らせください。</u></p>		

(2)運転免許証または運転経歴証お持ちの方



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
自動車運転免許証の住所・本籍の変更	<p>特に期限はありませんが、本人確認書類等として使用している方は速やかに手続き行ってください。</p> <p>1.運転免許証または運転経歴証明書</p> <p>2.住居表示変更証明書</p> <p>3.本籍変更証明書(本籍も変更になった方)</p> <p>※ 2.3.併せて本籍地記載の住民票でも構いません。</p> <p>※ 運転経歴証明書は、住所変更のみです。</p> <p>※ <u>施設によって必要書類が異なる場合がありますので、必ず事前にご確認ください。</u></p>		
運転経歴証明書の住所変更			

(3)年金関係



A 年金の給付を受けている方

こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
厚生年金・国民年金・船員保険受給者の住所変更	篠栗町役場 住民課 国保・年金係 ☎092-947-1304 東福岡年金事務所 ☎092-651-7967		原則、手続きをする必要はありません。
共済年金受給者の住所変更	共済組合		厚生年金・国民年金・船員保険の各種年金と共済組合から年金を受け取られている場合は、原則、手続きをする必要はありません。 <u>共済組合からのみ年金を受け取られている方は、それぞれの共済組合にお問い合わせください。</u>

B 年金に加入している方

こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
国民年金第1号被保険者の住所変更	篠栗町役場 住民課 国保・年金係 ☎092-947-1304 東福岡年金事務所 ☎092-651-7967		原則、手続きをする必要はありません。 ※ 毎年6月以降に届く「年金定期便」の住所が新住所に変わっていない方は、お問い合わせください。
国民年金第3号被保険者の住所変更	配偶者の勤務先の担当者		
厚生年金被保険者の住所変更	勤務先の担当者		

(4)銀行口座や民間保険、携帯電話など



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
銀行口座 民間保険 等の 携帯電話 名義人や契約者等の 住所変更	それぞれの機関ごとに手続き方法が異なりますので、 必ずご確認ください。 1 住居表示変更証明書、2 本人確認書類、3 印鑑 など		

(5)自動車やバイクを所有している方



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
125cc以下の 自動二輪車及び 小型特殊自動車の 所有者等の住所変更	篠栗町役場 税務課 賦課第1係 ☎092-947-1312	役場が書き換えます。 <u>手続きをする必要はありません。</u>	
自動車やバイク等の 車検証の住所変更	【軽自動車】 軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050-3816-1750 【自動車・125cc超の 自動二輪車】 九州運輸局 福岡運輸支局 ☎050-5540-2078	特に期限はありません。 次回の車検や名義変更、廃車等の際に 併せて手続きしても差し支えありません。 1 住居表示変更証明書 2 自動車検査証または軽自動車届出済証 ※ 法人の場合や代理人が手続きを行う 場合は、その他の書類が必要です。	

(6)不動産(土地・建物)関係



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
不動産(土地・建物) 所有者の住所変更	福岡法務局 粕屋出張所 ※ 記載方法など、 手続きに関する お問い合わせは、 福岡法務局 不動産登記部門 まで(要予約) ☎092-721-4575	特に期限はありません。 売買や相続等の際に併せて手続きしても 差し支えありません。 1 登記申請書 2 住居表示変更証明書 3 印鑑 ※ 代理申請の場合は委任状が必要です。 ※ 住居表示変更証明書を添付の場合は、 登録免許税はかかりません。	

(7)会社、各種法人の変更登記



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
会社・各種法人の本店 等の所在地及び代表 者等の住所変更	本店等の所在地を 管轄する法務局 福岡法務局(本局) 法人登記部門 ☎092-721-9306 ※ 登記相談や手続きに は予約が必要です。	【本店】 2週間以内 【支店】 3週間以内	1 登記申請書 2 住居表示変更証明書 3 法務局への届出印 ※ 代理申請の場合は 委任状が必要です。 ※ 住居表示変更証明書を 添付の場合は、登録免許 税はかかりません。

(8)マイナンバーカード(個人番号カード)



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
マイナンバー(個人番号)カード、住基カードの住所変更	篠栗町役場 住民課 戸籍住民係 ☎092-947-1303	特に期限はありませんが、本人確認書類等として使用している方は速やかに手続き行ってください。 1 マイナンバーカードまたは住基カード 2 暗証番号 ※ 同一世帯の方であれば世帯員の方の手続きもできます。	
在留カード、特別永住者証明書の住所変更		特に期限はありませんが、本人確認書類等として使用している方は速やかに手続き行ってください。 1 在留カードまたは特別永住証明書	

※ どちらも代理申請の場合は委任状が必要です。

(9)その他



こんなことは	どこへ	いつまでに	何が必要か
旅券(パスポート)の住所変更	手続きをする必要はありません。 「所持人記入欄」の住所を、自書により書き換えてください。		
各種学校(私立学校、高校、大学、専門学校等)への届出	それぞれの各種学校へご確認ください。 ※ 町内の小中学校は手続き不要です。		
各種免許、許認可証等の住所変更	それぞれの関係機関へご確認ください。		

2023.9月